

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年7月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200007 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200032 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日に訂正し、平成 26 年 3 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 26 年 4 月から同年 7 月までは 9 万 8,000 円から 14 万 2,000 円、平成 26 年 8 月は 9 万 8,000 円から 18 万円、平成 26 年 9 月から同年 12 月までは 9 万 8,000 円から 20 万円とする。

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 4 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の A 社における標準賞与額について、平成 26 年 8 月 8 日は 6 万 3,000 円、平成 27 年 2 月 4 日は 16 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 8 月 8 日及び平成 27 年 2 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 26 年 8 月 8 日及び平成 27 年 2 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成 26 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日まで
③ 平成 26 年 8 月 8 日
④ 平成 27 年 2 月 4 日

請求期間①について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が平成 26 年 4 月 1 日となっているので、記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A社から支払を受けていた給与額よりも厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されているので、訂正してほしい。

請求期間③及び④について、A社から賞与の支払を受けていたが、厚生年金保険の記録がないので、訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者が所持する給与支給明細書及び金融機関の預金通帳、A社の事業主の回答並びに同社の事業主から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、同社に勤務し、厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者が所持する給与支給明細書及び事業主から提出された賃金台帳（以下、併せて「給与支給明細書等」という。）により認められる請求者の報酬月額並びに事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成 26 年 4 月 1 日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 26 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、前述のとおり、平成 26 年 3 月の標準報酬月額は 14 万 2,000 円と認められるところ、給与支給明細書等によると、平成 26 年 4 月（平成 26 年 5 月支払分）の給与から固定的賃金の変動し、引き続いた 3 か月（平成 26 年 5 月、6 月及び 7 月支払分）の給与支給額により、平成 26 年 8 月からの標準報酬月額は 20 万円に随時改定されることから、報酬月額に見合う標準報酬月額については、請求期間②のうち、平成 26 年 4 月から同年 7 月までの期間は 14 万 2,000 円、平成 26 年 8 月から同年 12 月までの期間は 20 万円と認められ、これに対し、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標

準報酬月額については、請求期間②のうち、平成 26 年 4 月から同年 8 月までの期間は 18 万円、平成 26 年 9 月から同年 12 月までの期間は 20 万円と認められ、いずれの標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額である 9 万 8,000 円を超えることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、厚生年金特例法に基づき認定する標準報酬月額は、給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 26 年 4 月から同年 7 月までは 14 万 2,000 円、平成 26 年 8 月は 18 万円、平成 26 年 9 月から同年 12 月までは 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 2 月 20 日に報酬月額の訂正に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③及び④について、請求者が所持する給与支給明細書（賞与）及び金融機関の預金通帳並びに事業主から提出された源泉徴収簿（以下、併せて「賞与支給明細書等」という。）により、請求者は、A社から、請求期間③は標準賞与額 6 万 3,000 円、請求期間④は標準賞与額 16 万円に相当する賞与（請求期間③は 6 万 3,334 円、請求期間④は 16 万円）の支払を受け、請求期間③は標準賞与額 12 万 3,000 円、請求期間④は標準賞与額 20 万 6,000 円に見合う厚生年金保険料（請求期間③は 1 万 459 円、請求期間④は 1 万 7,979 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③及び④に係る標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認できる賞与額から、請求期間③は 6 万 3,000 円、請求期間④は 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 26 年 8 月 8 日及び平成 27 年 2 月 4 日の標

準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200020号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200033号

第1 結論

請求者のA社における平成31年2月21日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成31年2月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年2月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成31年2月21日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がない。請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の事業主から提出された第35期役員賞与支給明細、第35期決算確定役員賞与社会保険料一覧表及び31年度給与台帳兼源泉徴収簿(以下「賞与関連資料」という。)によると、請求者は、同社から500万円の賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額である150万円に見合う厚生年金保険料(13万7,250円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から150万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成31年2月21日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成31年2月21日に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付す

る義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200021号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200034号

第1 結論

請求者のA社における平成31年2月21日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成31年2月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年2月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成31年2月21日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がない。請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の事業主から提出された第35期役員賞与支給明細、第35期決算確定役員賞与社会保険料一覧表及び31年度給与台帳兼源泉徴収簿(以下「賞与関連資料」という。)によると、請求者は、同社から250万円の賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額である150万円に見合う厚生年金保険料(13万7,250円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から150万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成31年2月21日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成31年2月21日に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付す

る義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200022号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200035号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月31日

請求期間に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者の21年6月度賞与明細及び同社の事業主の回答並びに請求者から提出された預金通帳、平成21年分給与所得の源泉徴収票、21年1月度から同年12月度までの給与明細及び21年12月度賞与明細により、請求者は、同社から平成21年7月31日に、18万円の標準賞与額に相当する賞与(18万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万3,815円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成21年6月30日として請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期

間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。